

掲示第56号

保税蔵置場の許可について

関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年12月11日

大阪税関長 高木 隆

記

1 許可を受けた者の名称及び住所

株式会社金沢港運
石川県金沢市湊4丁目11番地

2 保税蔵置場の名称及び所在地

株式会社金沢港運 東部上屋
石川県金沢市湊3丁目1番1

3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

鉄骨造 合金メッキ 鋼板 平家建
1棟 6,228平方メートル
(うち屋外 1,758平方メートル)

4 蔵置貨物の種類

輸出入一般貨物、仮陸揚貨物、船用品

5 許可の期間

自 平成 31 年 1 月 1 日
至 平成 36 年 12 月 31 日